

季刊

労働おきなわ

2011 Winter

No.116



沖縄県商工労働部労政能力開発課

再生紙を使用しています。

労働相談窓口

フリーダイヤル
0120-610-223

目次

■ Relay Essay	
浦添職業能力開発校 校長 翁長 武俊	1
■ 平成23年度沖縄県建設雇用改善優良事業所表彰式	2
■ 勤労青少年ビジネス交流会の開催	2
■ 平成23年度沖縄県優秀技能者等表彰式	3
■ 平成23年度前期技能検定合格証書交付式	3
■ INFORMATION	
・ BPO・オフィスワーク系合同企業説明・面接会	4
・ 地域巡回マッチングプログラム事業「合同就職説明会・面接会」	5
・ 沖縄県最低賃金が「時間給645円」に改定されました	6
・ 沖縄県の最低賃金	7
・ ファミリー・サポート・センター	8
・ 本土復帰前に沖縄米軍基地で働いていたことが原因で、中皮腫等に罹り死亡した労働者ご遺族へ	9
・ 受動喫煙防止対策について	10
・ 求職者支援制度がスタートしました	11
・ 労働契約解説セミナー2011	12
・ 中小企業退職金共済制度	13
■ 労働相談	14
■ 労働委員会だより	15
■ 労働経済指標	16



◀表紙の写真

首里城・正月儀式

首里城公園では毎年、「新春の宴」を1月1日から3日までの3日間実施します。琉球王朝時代のエッセンスを盛り込んだ朝賀の儀式を再現し、新春の首里城にふさわしい琉球舞踊のステージや御酒・御茶の振る舞いなどをします



職業訓練に思うこと

浦添職業能力開発校

校長 翁長 武俊

られません。しかし、現実は厳しく、「就職というものは、結局本人が頑張るしかない」と、ハッパを掛けて応援しますが、思うように実績に繋がらず、職業訓練を提供した側として、時に無力感に陥ることもあります。

話は変わりますが、今年5月のNHKの報道番組で、職業訓練を取り上げた番組がありました。リーマンショック後の派遣切りにあった方々をはじめとする、失業者に対する日本の職業訓練の現状にスポットを当て、また、職業訓練の成功例としてデンマークの状況を紹介していました。

デンマークでは、1990年代前半に当時の基幹産業であった繊維工業の落ち込みなどから、失業が長期化し失業率が12%にもなったため、政府、経営者団体、労働組合の各代表者の話し合いにより思い切った打開策を打ち出しました。それは、失業者の技能を職業訓練で高めて、新たな産業に移動させる、移動(mobile)+訓練(education)→モビケーションという考え方が柱になっており、産業全体の将来像を職業訓練によってデザインするという、これまでにない大胆な発想です。

実際に、風力発電など環境分野の産業が経済を引っ張って安定的な雇用を生み出しており、従業員200人全員が職業訓練校の修了者であるという風力発電機製作工場の事例を紹介していました。

そこから見えてくるものは、地域に根ざした産業の育成と雇用の安定を実現するために、行政、労働側、経営側の話し合いを経た上での連携により、企業と労働者の双方に役に立つ理想的な職業訓練の形を作っていくことの大切さではないかと思います。

番組は、日本において誰が職業訓練のあり方を調整していくのか、又、どのような体制作りが必要なのかという問い合わせをもって締めくくっていました。

平成23年度沖縄県建設雇用改善優良事業所の表彰式が行われました

建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び福祉の増進を図るために、積極的な活動を展開している建設事業所の功績をたたえる建設雇用改善優良事業所の表彰式が11月25日、県庁で行われました。県知事表彰は2社、沖縄建設業協会長表彰は3社が受賞しました。また、沖縄建設業協会長から勤務成績が優秀な優良若年建設従事者の表彰と独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長表彰の伝達も行われました。

受賞者は次のとおりです

■ 沖縄県知事表彰

【建設雇用改善優良事業所】

- (株) 豊神建設 代表者 上原 進
(株) 三和建設 代表者 福里 哲也



■ 社団法人沖縄県建設業協会会長表彰

【建設雇用改善優良事業所】

- (株) 南部舗道 代表者 山城 一三
(有) 東洋建設 代表者 安谷屋智章
(株) 丸尾建設 代表者 知念 敏治

【優良若年建設従事者】

山城 寿太（株）南海建設 他13名

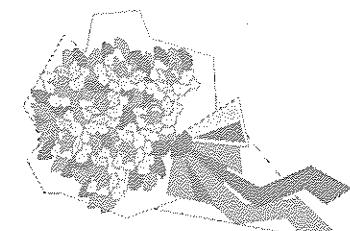
■ 独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長表彰

【建設業退職金共済制度普及事業所】

- (株) 丸憲 代表者 末吉 繁政
(有) 東緑化開発 代表者 渡具知政男

主催：沖縄県

協賛：(社) 沖縄県建設業協会



勤労青少年ビジネス交流会が開催されました

去る11月25日、沖縄都ホテル（那覇市）にて平成23年度勤労青少年ビジネス交流会が開催されました。コミュニケーションカウンセラーの吉田文子さんを迎えて「良好な人間関係をつくるためのコミュニケーションスキル」と題してご講演いただきました。

人の関係は、その人が持つ交渉スキル、コミュニケーションスキルによって決まり、この交渉力は経験や知識、実践による練習の積み重ねによって誰でも上手になります。人は人とのつながりなくしては生きていいくことは出来ません。人生を豊かに変えるいい人間関係の築き方について学んでいきましょうと話され、「聴く力・伝える力・気づく力」をテーマに、相手の話を的確に分析的に聞くポイント、自分の考えを整理して相手に伝えるスキル、自分と自分の脳とのコミュニケーションスキルなど、グループワークを取り入れながら自分に自信を持ち自己評価を高め、物事を多面的に見る大切さについて解説されました。



平成23年度 沖縄県優秀技能者等表彰式

優秀な技能者及び職業能力開発行政に貢献した方を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気運を高めるとともに、技能者の社会的地位及び技能水準の向上を図ることを目的として、県、県職業能力開発協会との共催により「平成23年度沖縄県優秀技能者等表彰式」を11月25日（金）に那覇地域職業訓練センターにて開催しました。

当日は、優秀技能者等表彰に引き続き、職業能力開発協会表彰、卓越した技能者（現代の名工）による厚生労働大臣表彰受章報告を行い、延べ23名の方々の御功績を讃えました。

また、受賞者を代表して桑名勝俊氏（ロープ加工業）があいさつを行いました。



平成23年度 前期技能検定合格証書交付式

去る11月18日（金）に沖縄県庁にて「平成23年度前期技能検定合格証書交付式」が行われました。

技能検定は、働く人々の技能を一定の基準により検定し、国としてこれを証明する国家検定制度で、技能に対する評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的としています。

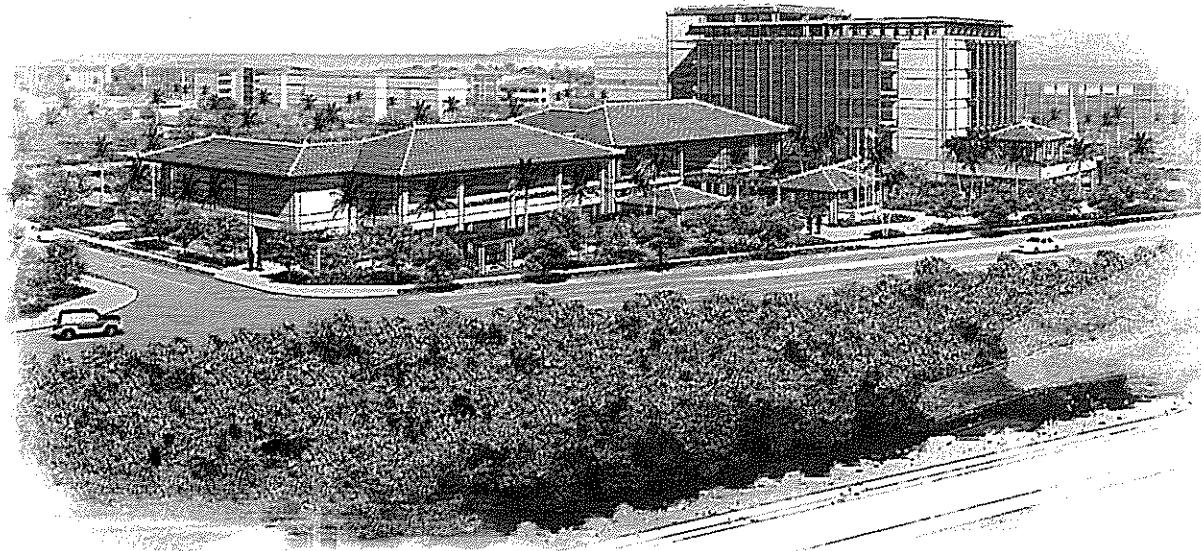
合格者は、1級194名、2級95名、3級290名、単一等級22名で合格者合計は601名でした。

今回の合格者を含めると、県内の技能検定合格者（技能士）の累計は18,823名で、等級別では特級が23名、1級7,956名、2級6,497名、3級3,621名、単一等級726名となりました。



BPO・オフィスワーク系合同企業説明・面接会

沖縄労働局委託ふるさとハローワーク就職支援事業
(沖縄県委託BPO人材育成モデル事業連携)



BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）企業及びオフィスワーク系の企業を対象に、就職につながる『合同企業説明・面接会』を開催！採用意欲の高い企業に対して面接会の環境を整え、事業主・求職者双方のマッチングを促進します。

1

日 時	平成24年1月13日(金) 13:00～16:30
場 所	沖縄産業支援センター(那覇市小禄)
企業数	BPO企業及びオフィスワーク系企業最大15社



2

日 時	平成24年2月21日(火) 13:00～15:30
場 所	沖縄IT津梁パーク(うるま市州崎)
企業数	BPO企業及びオフィスワーク系企業最大8社



【対象者】

①, ②(左頁)とも一般求職者及び24年3月卒業予定の学生(参加無料)

*①の面接会では、以下の就職支援コーナーも設置！

(1) 開始前『会社説明・面接会の歩き方』

(2) キャリアアドバイザーによる『なんでも相談コーナー』

(3) DVDを活用した『BPO周知ミニセミナー』



《お申込み・お問合せ》

沖縄労働局委託ふるさとハローワーク就職支援事業事務局(株式会社求人おきなわ内)

TEL: 098-860-7447 FAX: 098-862-2657 <http://kyodou.info/>

または

沖縄県委託BPO人材育成モデル事業コンソーシアム事務局(NPO法人フロム沖縄推進機構内)

TEL: 070-5691-3670 FAX: 098-859-1832

平成23年度地域巡回マッチングプログラム事業 「合同就職説明会・面接会」

※本事業は県内各地を巡り、地元で働きたい求職者と人を雇いたい求人企業のマッチング機会を増やす沖縄県主催の就職促進事業です。

日 程	場 所
1月28日(土)	石垣市健康福祉センター
2月10日(金)	名護市民会館
2月17日(金)	沖縄市民会館
3月 2日(金)	沖縄県立博物館・美術館
3月 9日(金)	浦添てだこホール「医療・介護・福祉・保育業界特化型」

☆各会場の会場時間は13:00～17:00です。(16:00までに受付を済ませてください。)

■参加無料 ■全ての求職者対象 ■入退場自由

■履歴書不要(面接希望の方は持参をお勧めします)

※上記の日程は、12月5日現在のものです。

会場案内図や参加企業などの最新情報は、事務局またはホームページにてご確認下さい。

事務局(街力ド就職フェア)※株式会社プラスキャリア内

[平日] 098-866-9944

[土日、祝祭日] 080-6490-2682

ホームページ <http://www.cjmp.jp/>

沖縄県最低賃金が「時間額645円」に改定されました。

平成23年11月6日(日)より、沖縄県地域別最低賃金が改定され時間額「645円」となりました。ご承知のとおり最低賃金は働く者の暮らしを守る制度であり、学生アルバイトや臨時労働者なども含め県内の全ての労働者の皆様に適用されます。

但し、畜産食料品製造業など6つの特定の産業に働く労働者には別途「特定(産業別)最低賃金」が適用されます。(7頁のとおり)

最低賃金は「最低賃金法」に基づき各都道府県に設置される「最低賃金審議会」において、公益・労働者・使用者側の代表委員が審議を行い、労働局長に答申し、決定されます。当審議会においても、事業場調査、参考人意見聴取、雇用経済動向などの審議を経て9月12日に「時間額645円」(3円引上げ)の答申が行われ、沖縄労働局長が過日決定しました。

東日本大震災などの影響で、景気回復の兆しが見えず、大変厳しい経済情勢下での改定となりましたが、公・労・使の審議委員が慎重かつ熱心に論議した結果、「時間額645円」という結論に至りました。

今回の改定は、県内の就業人口約49万人(平成18年事業所・企業統計)のうち、約2万人がその影響を受けると予想されます。中小(零細)企業がほとんどを占める当県においては、この「最低賃金制度」の意義はより大きく、重要な「セーフティネット」の1つと言えます。

私ども行政としては、この沖縄県最低賃金「645円」を遵守されますようお願いすると同時に、併せて最低賃金引き上げの影響を受ける中小企業事業主に対する具体的な支援事業(「業務改善助成金制度」等)もありますので、ご活用いただくようどうぞよろしくお願いいたします。

「守っていますか? 守られていますか? 使用者も労働者も!」

わした島の沖縄県最低賃金「645円」!

最後になりますが「最低賃金」に関する相談等ありましたら、沖縄労働局又は最寄りの各労働基準監督署までお問い合わせください。

また最賃に関するウェブサイトもありますので「最低賃金制度」でご検索ください。

沖縄労働局労働基準部賃金室

沖縄県の最低賃金

必ずチェック最低賃金!使用者も、労働者も

沖縄県内の使用者は、この最低賃金額より低い賃金で労働者を使用することはできません。

(1) 地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生年月日
沖縄県最低賃金	時間額 645 円	沖縄県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下記の特定(産業別)最低賃金対象業種に該当する場合には、当該最低賃金が適用されます。	平成23年11月6日

(2) 特定(産業別)最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生年月日
畜産食料品製造業	時間額 671 円	○部分肉・冷凍肉製造業 ○肉加工品製造業 ○処理牛乳・乳飲料製造業 ○乳製品製造業 ○その他の畜産食料品製造業	平成23年12月21日
糖類製造業	時間額 679 円	○砂糖製造業 ○砂糖精製業 ○ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	平成23年12月18日
清涼飲料、酒類製造業	時間額 674 円	○清涼飲料製造業 ○果実酒製造業 ○ビール類製造業 ○酒製造業 ○蒸留酒・混成酒製造業	平成23年12月16日
新聞業	時間額 744 円	○新聞業	平成23年12月18日
各種商品小売業	時間額 668 円	○百貨店、総合スーパー ○その他の各種商品小売業	平成23年12月15日
自動車(新車)小売業	時間額 671 円	○自動車(新車)小売業	平成23年12月14日
適用除外		ただし、次に掲げる者は(2)の特定(産業別)最低賃金から除外され(1)の地域別最低賃金が適用されます ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	

- ◆ 最低賃金に算入されない賃金 … ①精勤手当、通勤手当及び家族手当
- ②臨時に支払われる賃金
- ③1ヶ月をこえる期間ごとに支払われる賃金
- ④時間外、休日労働割増賃金等
- ◆ 特定(産業別)最低賃金が適用される事業には、当該事業の管理、補助的経済活動を行う事業所及び管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該事業に分類される純粹持株会社が含まれます。(各種商品小売業の場合は、「当該事業の管理、補助的経済活動を行う事業所」の部分を除く)
- ◆ 最低賃金に関するお問い合わせは、沖縄労働局 賃金室 (電話(098)868-3421) 又は最寄りの労働基準監督署へ。
- 那覇労働基準監督署 沖縄労働基準監督署 名護労働基準監督署 宮古労働基準監督署 八重山労働基準監督署
電話(098)868-8033 電話(098)982-1263 電話(0980)52-2691 電話(0980)72-2303 電話(0980)82-2344

《沖縄労働局・労働基準監督署》



ファミリー・サポート・センター

～仕事と子育ての両立に悩むあなたを地域の人達が応援します!!～



ファミリー・サポート・センターとは、育児や介護の手助けをして欲しい人と手助けをしたいと思っている地域の人同士が、会員となって行う有償ボランティア組織です。

那覇市ファミリー・サポート・センター

〒901-0155 那覇市金城3-5-4(那覇市社会福祉協議会内)
TEL:098-857-8991 FAX:098-857-6052
開所時間 月～金曜日 午前9時～午後6時

沖縄市ファミリー・サポート・センター

〒904-0004 沖縄市中央3-15-5(パークアベニュー通り)
TEL:098-921-1234
開所時間 月～金曜日 午前8時30分～午後6時
土曜日 午前9時～午後5時30分

豊見城市ファミリー・サポート・センター

〒901-0223 豊見城市字翁長854-1(豊見城市役所内)
TEL:098-840-5633 FAX:098-856-7046
開所時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

名護市ファミリー・サポート・センター

〒905-0014 名護市港2-1-1(名護市中央公民館1階内)
TEL(兼FAX) 0980-53-3926
開所時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時

北谷・嘉手納・北中城ファミリー・サポート・センター

〒904-0032 沖縄市諸見里3-7-1 3階
TEL:098-894-2988 FAX:098-894-5543
開所時間 月～土曜日 午前9時～午後6時

南風原町ファミリー・サポート・センター

〒901-1116 南風原町字照屋1番地(南風原町社会福祉センター内)
TEL:098-889-3213 FAX:098-889-6269
開所時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

八重瀬町ファミリー・サポート・センター

〒901-0401 八重瀬町字東風平1318-1(八重瀬町社会福祉協議会内)
TEL:098-998-4000 FAX:098-998-8999
開所時間 月～金曜日 午前9時～午後5時

粟国村ファミリー・サポート・センター

〒901-3702 粟国村字東1088(粟国村社会福祉協議会内)
TEL(兼FAX) 098-988-2045
開所時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

☆ ファミリー・サポート・センターの事業目的 ☆
労働者が仕事と育児又は介護を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、もって労働者福祉の増進及び児童福祉の向上を図ることを目的とする。

沖縄県商工労働部労政能力開発課(労政福祉班)
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
TEL(098)866-2366/FAX(098)866-2355



沖縄県

本土復帰前に沖縄米軍基地で働いたことが原因で、中皮腫等に罹り死亡した労働者の方のご遺族へ

本土復帰前の沖縄米軍基地においてアスベストに暴露したことが原因で中皮腫や肺がんなどに罹り、亡くなられた米軍関係労働者の方のご遺族については、「石綿による健康被害の救済に関する法律」(以下「石綿救済法」といいます)の特別遺族給付金の支給対象となりました。

本土復帰前の米軍関係労働者の労働災害に係る災害補償に関しては、日本国とアメリカ合衆国との協定等に基づき高等弁務官布令第42号による補償が行われることとされており、労働者災害補償保険法の労災給付は請求できることとされています。

復帰前に石綿関連作業に従事したことで石綿関連疾患を発症し、これにより死亡した米軍関係労働者の遺族のなかには、布令第42号の補償を受ける権利を時効により失う方がいることも想定されます。

本土復帰前の米軍関係労働者が石綿関連の指定疾病又は対象疾病にかかり、平成28年3月26日までに死亡した者を、石綿救済法の「死亡労働者等」に含めることとし、そのご遺族のうち布令第42号に基づく補償を受ける権利を時効により失った方については、特別遺族給付金の支給対象になりました。

本土復帰前に沖縄米軍基地で働いていて、中皮腫や肺がんなどアスベスト関連疾患を発症し亡くなられた方がご家族の中にいる場合は、特別遺族給付金が支給される可能性がありますので、沖縄労働局、又は最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

(沖縄労働局) <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/okinawa/>

石綿(アスベスト)健康被害者ご遺族の皆様へ

「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正石綿救済法」といいます)が、平成23年8月30日に施行されました。この改正により、以下の2点が変更になりましたのでご注意ください。

- ①特別遺族給付金の請求期限は、平成34年3月27日まで延長されました。
- ②特別遺族給付金の支給対象は、平成28年3月26日までに亡くなった労働者(または特別加入者)のご遺族の方へと拡大されました。

(注) 労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効(5年)によって消滅した場合に限ります。

詳細は → 「厚生労働省ホームページ」

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/izoku/index.html>

【環境再生保全機構からの救済給付について】

なお、本土復帰前に沖縄米軍基地で働いていて、アスベスト関連疾患を発症し、現在療養中の方については、「石綿救済法」に基づく救済給付(医療費、療養手当)の支給対象になると想われますので、独立行政法人環境再生保全機構か保健所にご連絡ください。

詳細は → フリーダイヤル 0120-389-931 <http://www.erca.go.jp/asbestos/>

受動喫煙防止対策に取り組みましょう

平成23年10月から、受動喫煙防止対策に取り組む事業主に対する助成金など支援制度がはじまっています。

受動喫煙防止対策助成金

1 対象事業主

- 労災保険の適用事業主であって、かつ、次の①又は②に該当すること。
- ①旅館業（労働者数が100人以下又は資本金が5千万円以下）
- ②料理店・飲食店（労働者数が50人以下又は資本金が5千万円以下）

2 助成対象・助成額

- 喫煙室又は換気設備の設置（注1）に必要な経費の4分の1（注2）
- （注1）受動喫煙防止効果の要件などを満たす必要があり、着工前に工事計画の認定を受ける必要があります。
- （注2）助成額の上限は200万円です。

3 申請書提出先・お問い合わせ先

沖縄労働局労働基準部健康安全課（電話）098-868-4402

受動喫煙防止対策のための技術的支援（専門家による無料相談）

- 1 対象事業主：労災保険の適用事業主
- 2 相談内容：浮遊粉じん基準への対応など技術的事項
- 3 相談先：電話 03-3213-1012

受動喫煙防止対策のための技術的支援（測定機器の無料貸出）

- 1 対象事業主：労災保険の適用事業主
- 2 貸出機器：デジタル粉じん計・風速計
- 3 申込先：電話 03-5625-4296

（求職者の方へ）

－雇用保険を受給できない求職者の方へ－ 平成23年10月から「求職者支援制度」がスタートしました

「求職者支援制度」とは？

- ① 「求職者支援訓練」又は「公共職業訓練」を受講できます。
→ 受講料は無料、テキスト代等は自己負担です。
- ② 訓練期間中及び訓練終了後も、ハローワークが積極的な就職支援を行います。
→ 「就職支援計画」に基づき、ハローワークでの定期的な職業相談をはじめとし、皆様の求職活動をお手伝いします。
- ③ 一定の要件を満たす方に「職業訓練受講給付金」を支給します。
→ 訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための給付です。

職業訓練によるスキルアップで早期就職を！

（※）平成23年10月1日以降に開講する訓練の受講者が対象です。

主な制度対象者は？

雇用保険に加入できなかった方、雇用保険受給中に再就職できないまま支給終了した方、雇用保険の加入期間が足りずに雇用保険を受けられない方、自営廃業者の方、学卒未就職者の方など

※これらの方を含み、求職者支援制度の支援対象者を「特定求職者」といいます。

「職業訓練受講給付金」の概要

ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練等を受講する方が、一定の要件を満たす場合に支給されます（原則として最長1年）。

支給額

職業訓練受講手当 月額10万円 通所手当 通所経路に応じた所定の額
支給対象となる方の要件があります。詳しくはハローワークへ

ご注意ください！ 求職者支援制度は、熱心に職業訓練を受け、より安定した就職を目指して求職活動を行う方のための制度です。このため、一度でも訓練を欠席したり（やむを得ない理由を除く。）ハローワークの就職支援を拒否すると、給付金が不支給となるばかりではなく、これを繰り返すと訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となります。

ハローワーク窓口への相談はお早めに

- ◎ ハローワーク那覇訓練コーナー TEL 098-916-6203
- ◎ ハローワーク沖縄訓練コーナー TEL 098-939-8020
- ◎ ハローワーク名護 TEL 0980-52-2810
- ◎ ハローワーク宮古 TEL 0980-72-3329
- ◎ ハローワーク八重山 TEL 0980-82-2327

厚生労働省・沖縄労働局・ハローワーク

無料セミナーのご案内

FAX 03-3213-1361

厚生労働省 委託事業 労働契約解説セミナー2011

基礎セミナー／判例セミナー 沖縄会場（2012年1月19日）のご案内
 「安心」して「働く」ためのルール～使用者と労働者の約束事＝「労働契約」とは～

厚生労働省 委託事業
**労働契約
解説セミナー
2011**

昨年度に引き続き、雇用する側（使用者）と雇用される側（労働者）をつなぐルールである「労働契約」について、基本的な事項をわかりやすく解説するセミナーを開催します。今年度は、労働者の皆様が安心して働くために知っておくべき重要なルールや、使用者・労働者それぞれの権利・義務などを中心とした基礎的事項を解説する「基礎セミナー」（※昨年度と同一内容）と、労働契約に関する各種判例を紹介する「判例セミナー」（※今年度から実施）の2種類のセミナーを開催します。なお、セミナー終了後には、厚生労働省都道府県労働局職員が、労働契約に関する相談をお受けする機会も設ける予定です。※当日の状況により、時間に限りがありますので、ご了承下さい。

- ※ 各セミナーの詳細は、セミナー専用HPをご覧ください <http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/etc20110822.html>
- ※ 判例セミナーは2010年度（平成22年度）労働契約解説セミナー受講者・今年度基礎セミナー受講者を対象としています。
 今年度初めて参加される方で、判例セミナー受講を希望される場合は、基礎セミナーへの参加もおすすめします。

開催日時 2012年1月19日(木) 基礎セミナー 受付開始 13:30 セミナー開始 14:00 終了(予定) 15:15
 判例セミナー 受付開始 15:30 セミナー開始 15:50 終了(予定) 16:50

会場 那覇市前島2-21-13 ふそうビル7F 東京海上日動火災保険(株) 沖縄支店 7A会議室
 58号線沿い「とまりん」なまめ前 ※駐車場のご用意はございません。

定員 各回 50名 参加費無料 ※先着順 定員に達し次第、締め切らせていただきます。
 ご参加いただける方には、FAXまたはEメールにて受講票をお送りします。

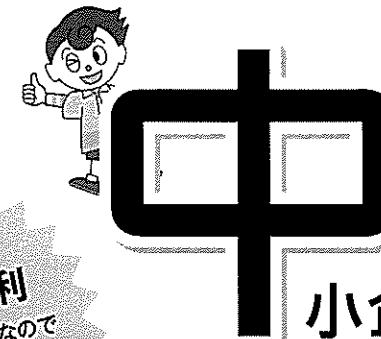
【申込書】 ※下記の申込書に必要事項を記載の上、FAX（03-3213-1361）にてお申ください。
 お申込はEメールでも受け付けています。Eメールでお申込の際は、下記申込書の内容および参加希望会場名を、
 セミナー事務局（rk2011.seminar@tokiorisk.co.jp）までお送りください。

お申込回	基礎セミナー セミナー開始 14:00 判例セミナー セミナー開始 15:50 ※ご希望のセミナーに○を付けてください。両方のセミナーへの申し込みも可能です。			
フリガナ				
お名前				
ご所属	a. 会社員（正社員） e. その他（ ご所属先 ※差し支えない範囲で、ご記入ください。	b. 会社員（正社員以外） c. 求職中 d. 学生 ）		
ご連絡先 受講票の送付先となります。必ずご記入ください。	電話番号： ()	FAX番号 ()	メールアドレス：	ご住所 〒 —

個人情報の取り扱いについて>送信していただいた個人情報は、セミナー運営およびそれに準じる情報提供の目的のために使用いたします。当社は、ご本人の同意を得ないで、この利用目的の達成のために必要な範囲を超えて登録者の個人情報を利用いたしません。なお、当社が求める個人情報を記入いただけない場合、または登録内容に不備がある場合には、お申込を受け付けることができない可能性があります。当社にご登録いただいた個人情報の照会、開示、情報が誤っている場合の訂正・削除等を希望される場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、合理的な範囲で対応させていただきます。上記につき、セミナー申し込みをもって、同意したものとみなします。個人情報に関する問い合わせ先：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 経営企画室 管理グループ 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館 TEL 03-5288-6580

セミナー事務局：労働契約解説セミナー事務局 tel:03-3213-1360 mail:rk2011.seminar@tokiorisk.co.jp
 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 製品安全・環境事業部内
 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館8F
 お問合せ
 開催協力：東京海上日動火災保険株式会社

退職金で、会社にも従業員にも活力！



会社に有利

掛金は全額非課税なので
 節税につながります。
 手数料も必要ありません。

小企業

安心・確実
 国が掛金の一部を
 助成します。

退
職
金

パートさんも
加入OK
パートさんのための
特例掛金月額を
ご用意しています。

土
共
済
制
度

カンタン管理
 外部積立て管理もカンタン。
 納付状況や試算額も
 定期的にお知らせします。

中小企業のため退職金制度「中退共」は

1959年の設立以来、100万社以上が活用してきた国の制度です。

中退共制度のしくみ

① 加入申込

お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。
 事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。

② 掛金納付

毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で金融機関に納付します。

③ 支払い

退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

詳しくはホームページをご覧ください 中退共 検索 <http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



独立行政法人労働者退職金共済機構 〒105-8077 東京都港区芝公園1-7-6
 小企業退職金共済事業本部 TEL(03)3436-0151(代表) FAX(03)3436-0400

年休の取得目的について

●相談内容●

年次有給休暇を利用して友人と旅行に出かけたのですが、休暇請求の際、その理由を「看病のため」と記入しました。ところが、このことが後日会社が知るところとなり、虚偽の申告をしたとして、懲戒処分すると通告してきました。

懲戒処分に値するものでしょうか。

●回答●

労基法39条は、一定の要件を満たした労働者に対して、使用者は一定日数以上の年次有給休暇を与えることと定めています。

この年次有給休暇の法的性質について、最高裁は次のようなことを判示しています。年次有給休暇の権利は法所定の要件を充足すれば、法律上当然に労働者の取得するところであり、年次有給休暇権行使しようとする労働者は単に休暇とする時季を指定し、その際使用者が事業の正常な運営を妨げることを理由として労働者の指定した時季を変更する、いわゆる時季変更権行使しない限り、それが年次有給休暇の時季として確定するものとしています。

すなわち、休暇の時季指定の効果は、使用者の適法な時季変更権の行使を解除条件として発生するものであって、年次有給休暇の成立要件として労働者の休暇の請求、これに対する使用者の承認の観念を容れる余地はないというものです。(昭和48.3.2第2小法廷判決白石営林署事件)

この判決はまた年次有給休暇の利用目的について「年次休暇の利用目的は労基法の関知しないところであり、休暇をどのように利用するかは使用者の干渉を許さない労働者の自由である・・・」とも判示しています。

つまり、年次有給休暇の利用目的を労働者が自主的に申告するのは構わないが「年休届け」に利用目的を記載しないからといって、年次有給休暇を取得することを阻止することはできないということです。

ところで、会社には就業規則で一定の条件のもとに有給の病気休暇の制度を設け、従業員に付与しているところがあります。この企業内の特別休暇としての病気休暇の場合は、病気のため就労できないという「理由」がないにもかかわらず、理由があるように会社に誤信させ、病気休暇を詐欺する行為は、会社との信頼関係のもととなる行為であり、業務遂行にも悪影響を与える行為として懲戒の対象とすることで情状によっては、懲戒解雇に値することもあると解されています。しかし、年次有給休暇については、請求の際、虚偽の理由を示して休暇を請求しても、既に明らかのように、使用者はその利用目的に関与することは認められることから、その者を懲戒処分することができません。

これは法定の年次有給休暇の特殊な性格に起因するものであって、社内規範としての就業規則に基づく病気休暇の時の「理由」とは、その性格が全く異なることがあります。相談事案に対する回答として、次の判例を紹介します。

「元来使用者は、労働者の有給休暇に対してはその理由いかんによってこれを拒否することはできないのであって、もともと「労働者は有給休暇を請求するについて何ら理由を付する必要はなく、従つてたまたま開示された理由が虚偽」のものであったとしても・・・単に虚偽理由を付したことでもって誠実義務に違背するものということはできない」(昭和41.7.8大阪地裁判決久保田鉄工事件)。

第18期沖縄県労働委員会委員の任命について

沖縄県労働委員会は、労働組合法第19条の12第2項及び労働組合法施行令第25条の2の別表第3により、公益委員(公益の代表者)、労働者委員(労働者の代表者)、使用者委員(使用者の代表者)各5人、計15人の委員で構成されています。

今回は、第17期委員の任期満了に伴い、平成23年12月15日付けで、第18期委員が任命されましたので紹介します。委員の任期は2年です。

第18期沖縄県労働委員会委員名簿

◎会長 ○会長代理

区分	氏名	現職	新任・再任の別
公益委員	◎藤田広美	弁護士・琉球大学大学院法務研究科教授	新任
	○春田吉備彦	沖縄大学法経学部教授	再任
	宮城和博	弁護士	再任
	宮里節子	琉球大学法文学部准教授	再任
	宮尾尚子	弁護士	新任
労働者委員	稻福史	連合沖縄副事務局長	新任
	喜屋武秀行	沖縄国家公務員労働組合顧問	再任
	川平朝之	航空連合沖縄副会長	再任
	濱元盛任	情報労連沖縄県協議会議長	新任
	益田原辰彦	沖縄電力総連会長	新任
使用者委員	又吉民人	(社)沖縄県経営者協会専務理事	再任
	仲程通次	内外輸送(株)代表取締役会長	再任
	石川清勇	沖縄電力(株)常任監査役	再任
	饒波正博	ザ・テラスホテルズ(株)業務本部ディレクター	再任
	石川眞一	(株)琉球銀行取締役人事部長	新任

(任期: 平成23年12月15日～平成25年12月14日)

☆事務局から一言☆

労使関係の安定を図るために、労働委員会は中立・公平な立場で、労働条件等に関する労使紛争の迅速かつ円満な解決をお手伝いします。あっせん等の制度の利用に関することは、お気軽に電話ください。

お問い合わせ先

沖縄県労働委員会事務局(県庁2階)
TEL: 098-866-2551 FAX: 098-866-2554

ホームページ: インターネットで「沖縄県労働委員会」と入力し検索
Eメール: aa160008@pref.okinawa.lg.jp

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者 数	完 全 失 業 率	一般職業紹介状況			消費者物価指数				
	一般労働者		パートタイム労働者				有 効			就職件数	H22=100			
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率		那覇市	全国		
平成12年	千人	人	千人	人	千人	%	人	人						
13年	34,682	262,400	8,779	55,173	50	7.9	27,487	7,759	0.28	1,858	102.5	102.7		
14年	34,281	256,145	9,097	56,817	53	8.4	29,774	7,875	0.26	1,823	101.5	101.9		
15年	33,656	261,222	9,472	49,238	52	8.3	30,625	9,158	0.30	1,937	100.3	101.0		
16年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,253	100.0	100.7		
17年	28,921	277,660	9,470	77,476	49	7.6	32,501	12,979	0.40	2,464	100.1	100.7		
18年	32,188	273,547	10,907	93,239	51	7.9	34,890	15,016	0.43	2,485	99.3	100.4		
19年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,560	99.1	100.7		
20年	32,714	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	99.5	100.7		
21年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	101.6	102.1		
22年	32,068	284,657	12,008	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	100.8	100.7		
	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	100.0	100.0		
22年10月	31,882	278,682	12,447	113,500	54	8.1	37,291	12,682	0.34	2,172	100.1	100.2		
11月	31,802	279,798	12,552	113,039	47	6.9	37,760	12,324	0.33	2,084	100.0	99.9		
12月	31,815	276,661	12,541	114,986	48	7.1	36,445	10,807	0.30	1,579	99.8	99.6		
23年 1月	31,754	273,186	12,461	116,063	51	7.6	38,064	11,608	0.30	1,583	99.7	99.5		
2月	31,705	274,341	12,449	114,866	44	6.6	40,831	13,652	0.33	1,828	99.5	99.5		
3月	31,561	272,978	12,420	112,882	41	6.2	45,742	15,442	0.34	2,933	99.7	99.8		
4月	32,049	279,033	12,347	114,424	46	6.9	48,257	13,559	0.28	2,565	99.8	99.9		
5月	32,051	277,090	12,362	115,732	51	7.8	47,967	12,132	0.25	2,063	99.8	99.9		
6月	32,060	279,163	12,442	115,038	50	7.6	46,438	12,312	0.27	2,160	99.9	99.7		
7月	32,034	274,361	12,595	118,769	49	7.3	46,153	12,303	0.27	2,066	100.2	99.7		
8月	31,982	274,069	12,572	118,491	49	7.4	48,494	12,756	0.26	1,958	100.6	99.9		
9月	31,981	272,606	12,566	120,785	44	6.6	47,135	13,310	0.28	2,143	100.4	99.9		
資料出所	県統計課				沖縄労働局				県統計課					

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
平成12年	154.9	162.2	143.3	150.9	11.6	11.3	円 398,069	円 327,432	円 308,930	円 262,037	円 89,139	円 65,395
13年	154.0	162.4	142.8	151.1	11.2	11.3	397,366	318,669	309,254	258,020	88,112	60,649
14年	153.1	159.1	141.7	149.4	11.4	9.7	387,638	323,993	305,700	262,059	81,938	61,934
15年	153.8	158.3	141.7	148.4	12.1	9.9	389,664	318,438	307,471	257,227	82,193	61,211
16年	153.3	154.1	140.9	144.8	12.4	9.3	376,964	281,400	299,380	235,425	77,584	45,975
17年	152.4	153.5	140.0	145.3	12.4	8.2	380,438	275,214	300,918	232,352	79,520	42,862
18年	153.5	155.3	140.6	147.0	12.9	8.3	384,401	278,588	302,746	234,846	81,655	43,742
19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年	149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
22年10月	150.0	150.9	137.8	141.5	12.2	9.4	298,480	231,611	292,265	231,171	6,215	440
11月	152.3	150.8	139.8	141.1	12.5	9.7	313,202	236,938	291,921	232,263	21,281	4,675
12月	150.0	152.3	137.5	141.5	12.5	10.8	661,040	465,148	292,646	235,070	368,394	230,078
23年 1月	140.5	147.6	128.8	137.5	11.7	10.1	303,301	234,419	289,701	233,925	13,600	494
2月	145.6	144.5	133.6	135.1	12.0	9.4	294,764	239,003	290,859	232,967	3,905	6,036
3月	149.5	154.8	137.4	144.5	12.1	10.3	308,743	245,864	291,198	237,201	17,545	8,663
4月	149.3	152.5	139.3	143.7	10.0	8.8	302,655	234,059	293,186	233,166	9,519	893
5月	142.2	146.4	131.0	137.0	11.2	9.4	303,275	231,820	288,598	231,328	14,677	492
6月	155.											